

富山高岡広域都市計画地区計画の決定案(小杉町決定)

都市計画小杉町中太閤山6丁目、南太閤山7丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	小杉町中太閤山6丁目、南太閤山7丁目地区 地区計画
位 置	小杉町中太閤山6丁目、南太閤山7丁目の一部
面 積	約 6.3ha
地区の整備・開発又は保全に関する方針	地区計画の目標 本地区は、太閤山住宅団地の西南端に位置し、太閤山団地の外郭を通過する幅員18mの太閤山環状線に隣接した交通の利便性に優れた地区であり、また住宅地からは薬勝寺池公園及び緑地によって一定の距離が確保された地区である。 現在、ガス供給施設や電力供給施設といった公共公益施設用地、及びこれに挟まれた未利用地が存することから、この地区計画を定めることにより、周辺の居住環境と調和のとれた供給施設及び業務施設を立地・誘導を促進し、良好な都市環境の形成を図る
	土地利用の方針 ・小杉町南太閤山7丁目地区 周辺住民の生活環境や薬勝寺池公園の風致に配慮した良好な都市環境の保持・形成を図るため、工場・遊戯施設・風俗施設等を排除した土地利用を図る。  ・供給施設地区 周辺の住環境や薬勝寺池公園の風致への配慮から、緑地等を適切に確保しつつ、今後とも電力及びガスを供給する施設用地としての土地利用を図る。
	地区施設の整備方針 _____
	建築物等の整備方針 周辺の住環境や風致の保持を図るため、建築物の用途制限、壁面の位置、建築物の形態又は意匠の制限及びかき・さくの構造制限を行う。

## 地区整備計画

地区 の 区分	区分の名称	小杉町南太閤山7丁目地区 地区計画	
	区分の面積	約2.4ha	
地区 整 備 計 画	建築物等の用途の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</li> <li>(1) 建築基準法別表第二(ほ)項第一号から第三号に掲げるもの。</li> </ul>	
	建築物等に関する事項 壁面の位置の制限	道路境界線からの距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の道路境界線(隅切り部分を除く)からの建築物の壁面又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という)の面までの距離の最低限度は3mとする。</li> </ul>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等を設置するときは、道路境界線から1.0m以上後退した距離とし美観・風致等を考慮し設置しなければならない。</li> <li>・建築物の壁面及び屋根の色彩は、刺激的な原色を避け、落ちつきのある色調のものとする。</li> </ul>	
	かき又はさくの構造の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する側の高さ1.5m以上のかき又はさくは、防災上次の各号の一に掲げるものとする。</li> <li>(1) 生垣</li> <li>(2) 金網その他これに類する透視可能なさくで、基礎を構築する場合には、基礎の高さが前面道路面から0.6m以下のもの</li> <li>(3) コンクリートブロック造等のへいで、道路側に幅0.5m以上の植栽帯を設け植栽を施したもの</li> </ul>	

「区域は計画図表示のとおり」

理由 周辺の居住環境に影響を及ぼす恐れのある施設の立地を制限し良好な都市環境の形成を図るため定めるものである。